

第 29 回 岩手県環境審議会水質部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

平成 30 年 1 月 22 日 (月) 14 : 00~15 : 00

2 開催場所

岩手県公会堂 1 階 11 号室

3 出席者

【委員 (敬称略、50 音順)】

生 田 弘 子
石 川 奈 緒
伊 藤 歩 (部会長)
後 藤 均
細 井 洋 行
山 崎 朗 子

【特別委員 (敬称略、50 音順)】

瀧 川 利 美 (代理 : 鈴 木 宏)
真 鍋 郁 夫 (代理 : 長 尾 親 子)
渡 邊 泰 也 (代理 : 立 花 義 則)

【事務局員 (岩手県環境生活部環境保全課)】

環境保全課
総括課長 小野寺 宏 和
環境調整担当課長 八重樫 満
主任主査 菊 池 恭 志
技 師 吉 田 拓 司
技 師 千 葉 大 介
主 事 川 口 拓 実

【その他の出席者 (オブザーバー)】

盛岡市環境部環境企画課 主事 保 坂 友 紀

4 議 事

(1) 審議事項

ア 水質汚濁法に基づく平成 30 年度水質測定計画について

(ア) 公共用水域水質測定計画について

(2) 報告事項

ア 平成 28 年度測定結果について (公共用水域)

(資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3 により事務局から説明)

○伊藤部会長

ありがとうございます。ただいま、公共用水域の水質の測定結果と計画について説明を頂きましたけれども、御質問、御意見等ございましたらお願い致します。

○石川委員

健康項目の調査結果で、平成 27 年度に砒素が超過した地点がありますが、平成 28 年度はあり

ません。平成 27 年度に砒素が超過した地点を、平成 28 年度は調査をしていないということでしょうか。

○事務局

平成 27 年度に砒素が超過した地点を測定しましたが、平成 28 年度は砒素の超過が確認されませんでした。

○石川委員

分かりました。

○生田委員

普代川の BOD と豊沢ダム貯水池の COD が環境基準を超過していますが、例えば、豊沢ダム貯水池はダム特有の汚れによるものと考えてよいでしょうか。普代川はどうなのでしょう。

○事務局

普代川の BOD は、例年 0.5 mg/L 前後を推移していますが、平成 28 年度は 1.2 mg/L という特異的な値となりました。周辺等を調査しましたが、原因となる発生源を見つけることが出来ませんでした。まだ、未公表ですが、平成 29 年度の普代川の BOD は 0.5 mg/L 前後で推移しています。もし、発生源があれば平成 29 年度も環境基準を超過するはずですが、異常が見られないことから、発生源がないと考えられます。普代川については、引き続き監視していきます。豊沢ダム貯水池は、農業用水のための施設ですが、下流では花巻市が水道のために取水をしており、間接的に影響を受けています。上流は山林であり、考えられる発生源がないので自然由来と考えています。心配される富栄養化にともなう影響、悪臭等も発生していません。COD の値は環境基準を超えていますが、利水上の障害も特にありませんでした。

○生田委員

アオコの発生は見られないという話がありましたが、浮遊物も観測されなかったのですか。

○事務局

広域振興局で監視していますが、浮遊物が発生したという話は聞いておりません。

○生田委員

分かりました。

○伊藤部会長

底層部の溶存酸素が新たに項目として加わりましたが、まだ調査は実施の段階とはなっていないのですか。

○事務局

県としては、まだ測定を実施しておりません。

○伊藤部会長

底泥が関係しているかどうかはまだ分からないということでしょうか。

○事務局

はい。

○伊藤部会長

分かりました。

○伊藤部会長

ほかにございますか。特になければ、平成 30 年度水質測定計画の公共用水域の計画について、事務局の案でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○伊藤部会長

それでは、事務局の案のとおり決定致します。

(1) 審議事項

ア 水質汚濁防止法に基づく平成 30 年度水質測定計画について

(イ) 地下水質測定計画について

(2) 報告事項

ア 平成 28 年度測定結果について(地下水)

(資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3 により事務局から説明)

○伊藤部会長

ありがとうございます。ただいま、地下水の水質の測定結果と計画について説明を頂きましたけれども、御質問、御意見等ございましたらお願い致します。

○生田委員

資料の中で井戸水に汚染等々が見つかった場合は、所有者に対して飲用の中止及び水道への切り替え等を指導すると書いてありますが、まだ上水道ではなく井戸水を使用しているところはかなり多いのでしょうか。井戸水の検査は、公共機関が井戸の場所を調べて実施するのではなく、自発的にこの井戸水を検査して欲しいと言わないと検査しないと聞いたことがありますが、どうなのでしょう。

○事務局

今回の測定は、飲用に適するか適さないかの観点での調査ではございません。環境中の地下水質を測定するという目的で調査をしています。おっしゃっている自発的な検査は、飲用に適するかどうかの飲用水検査としての枠組みで調査の依頼を受けて実施しております。

○生田委員

枠組みが違うということですね。

○事務局

はい。

○伊藤部会長

何か補足等がありますか。

○事務局

水道が普及している地区と普及していない地区に関わらず、市町村から推薦等を受けて、地域の環境を監視する目的で測定を実施しています。基準値等の超過があれば、市町村を通じて検出状況を伝え、水道への切り替え等へ誘導しています。

○生田委員

分かりました。

○石川委員

資料2-2補足で2地点のトリクロロエチレン濃度及びテトラクロロエチレン濃度の経年変化を見せて頂きましたが、他の地点はどういう傾向にあるのでしょうか。

○事務局

今回お示ししていない地点ですが、それぞれが検出されている場所において大きく減少傾向が確認されている井戸はあまりございません。横ばい傾向にあるところが多いです。

○石川委員

この2地点は、長い期間環境基準を超過していますが、岩手県として何か対策はとらないのでしょうか。

○事務局

原因事業場が特定できれば、汚染源対策等の実施や指導を行います。現在、事業場として残っている場合、土壌汚染対策法では施設の廃止時に土壌を測定して汚染位置の把握や、超過状況に

応じた措置の実施等を指導していくこととなります。

○石川委員

この2地点は、どこの施設が原因か大体把握しているのでしょうか。その施設が動いているから対策がとれないということでしょうか。

○事務局

北寺林地区は、汚染源として関係がありうる事業場は昔あったようですが、検出が確認された年代が平成2年頃ということもあり古いため汚染源の特定に至っていません。下大船渡地区は原因事業場内の井戸で検出されたものですので、事業者と情報交換を密に行いながらと今後の対策を検討していくこととなります。

○石川委員

分かりました。

○瀧川特別委員(代理)

資料2-2でPCBが検出された井戸がありますが、以前から検出されているのでしょうか。

○事務局

過去に検出されたことがあり、継続調査で検出されたものになります。汚染原因は、特定出来ていない状況です。今後も監視を継続します。

○瀧川特別委員(代理)

値の変動はあるのでしょうか。

○事務局

特に見られません。このレベルで推移しています。確認された時点で原因を特定して対策を講じるために、周辺を詳細に調査しましたが、原因が特定出来ておりません。今も、監視を継続している状況です。

○瀧川特別委員(代理)

分かりました。

○伊藤部会長

ほかにございますか。特になければ、平成30年度水質測定計画の地下水質の計画について、事務局の案でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○伊藤部会長

それでは、事務局の案のとおり決定いたします。

(1) 審議事項

イ 平成 30 年度ダイオキシン類に係る調査測定計画について

(2) 報告事項

イ 平成 28 年度測定結果について(ダイオキシン類)

(資料 3-1、資料 3-2 により事務局から説明)

○伊藤部会長

ありがとうございます。ただいま、ダイオキシン類の測定結果と計画について説明を頂きましたけれども、御質問、御意見等ございましたらお願い致します。

○伊藤部会長

環境基準超過ではないですけれども、河川水の水質で毒性等量濃度が高い地点が幾つか見られますが、何か原因はあるのでしょうか。毎年高い状況でしょうか。情報があれば教えて下さい。

○事務局

調査結果の範囲内で変動はあります。ご指摘頂いた地域が高い傾向にはあるわけではございません。

○伊藤部会長

分かりました。他に如何でしょうか。

○伊藤部会長

廃棄物の焼却炉の近くだと思われるのですが、大気と土壤の発生源周辺の測定地点は、同じ測定地点にはなっていないのでしょうか。

○事務局

大気と土壤の測定地点を、全く同じ地点に設定してはおりません。盛岡市で測定したものは、偶然、大気と土壤の測定地点が同じ発生源に関係しています。

○伊藤部会長

大気で毒性等量濃度が高い地点があり、その周辺の土壤がどうなのかが気になりましたが、大気と土壤の測定地点が同一にはなっていないのですね。

○事務局

はい。大気関係のお話になりますが、盛岡市の大気の測定結果が他の地点より高いので、盛岡市に測定の状態を確認しましたところ、電源の関係で事業場内にて測定を実施しており、事業活動以外にもトラック等の影響も受けていると推測されます。

○伊藤部会長

ここだけ土壌が高い傾向にあるわけではないのですか。

○事務局

はい。

○伊藤部会長

分かりました。

○伊藤部会長

ほかにございますか。特になければ、平成30年度ダイオキシン類調査測定計画については、事務局案のとおり決定します。これらの審議結果につきましては、2月6日に開催予定の環境審議会で報告することと致します。なお、審議会への部会報告案の作成作業などの事務手続きは、事務局に一任させていただきますので、よろしくお願い致します。それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 報告事項

イ 公共用水域の放射性物質モニタリング結果について
(資料4により事務局から説明)

○伊藤部会長

ありがとうございます。ただいま、放射性物質のモニタリング結果について説明を頂きましたけれども、御質問、御意見等ございましたらお願い致します。

○石川委員

平成29年度に調査した地点は、何らかの農水産物の出荷制限がかかっている地点なのでしょうか。

○事務局

はい。山菜等の農水産物の出荷制限がかかっている地点の河川です。地域の住民の安心のために、水質の測定も実施しています。

○石川委員

これは河川の土壌の測定結果ということですが、山菜の生えている山の中の土壌の測定は、別の課で実施しているのでしょうか。

○事務局

山の中の農業地域や農作物を育てているところは農政サイドで除染をしています。山菜の生えている地域の山の中の土壌の測定はしていません。低減傾向を見ながら検出状況との兼ね合いで、出荷制限の解除を待っている状況と聞いています。

○石川委員

山菜が出荷制限を受けていることと川の近くの土壌の測定は、直接リンクはしないのではないのでしょうか。

○事務局

農水産物の出荷制限を受けている地域があるので周辺地域も念のため測定をしようということです。直接リンクはしません。

○石川委員

分かりました。

○生田委員

釜石市の小川川の泥に対する対策は行っていますか。

○事務局

泥に対する基準値が定められていないということもあり、積極的な低減のため対策はとっていません。自然減衰や泥が流れることで、自然に放射性物質濃度が減るのを経過観察しているのが実態です。

○生田委員

以前、釜石市の甲子川で放射性物質が検出されて、魚に影響した件がありましたよね。

○事務局

甲子川では、ウグイの放射性物質の測定を実施していますが、平成 25 年度の測定では検出されず制限をかけていないと聞いています。

○生田委員

分かりました。

○伊藤委員

水の方は検出されていないということですね。参考までに、福島第一原子力発電所事故後に飲料水の基準は、いくつになりましたか。

○事務局

10 Bq/L です。

○伊藤部会長

検出下限値が 1 Bq/L 以下なので、水質は基準値よりも一桁以上低い値ということですね。

○事務局

はい。

○伊藤部会長

ほかにございますか。特になければ、報告事項につきましては以上とさせていただきます。次に議事の 3 番目のその他として、事務局から何かございますか。

○事務局

特にありません。

○伊藤部会長

委員の皆さまから何かございますでしょうか。

○瀧川特別委員(代理)

PCB が検出された井戸は、いつから検出されていたのか参考までに教えてください。

○事務局

平成 24、25 年に概況調査をした時に PCB が検出されましたので、調査を継続しています。

○瀧川特別委員(代理)

その時に何かが発生したということではなく、その時に初めて発見したということですね。

○事務局

はい。

○伊藤部会長

同じ井戸の平成 24 年度以前の測定結果はありますか。

○事務局

概況調査は新規の箇所の井戸の測定を行うもので、当該井戸はその時初めて PCB が検出されました。

○石川委員

資料 1－2 に記載されている 75% 値とは、どういった意味合いでしょうか。

○事務局

例えば、10 個の測定データを小さい方から並べた場合、8 個目の測定データを使うということです。環境基準の達成状況を評価する考え方として、75% 値を採用することが決まっております。

○石川委員

測定結果の最大値と測定値の幅を確認したいので、資料に追加して頂ければと思います。

○事務局

分かりました。

○生田委員

平成 21 年から、環境項目に 1, 4-ジオキサンが追加されたと思います。資料 1－3 の 8 頁目によると、和賀川中流で 1, 4-ジオキサンが検出されていますが、和賀川は飲料水か何かの水源となっているのでしょうか。

○事務局

大きい河川ではほぼ全項目を実施するように計画をしています。特に検出されたわけではございません。

○生田委員

分かりました。

○生田委員

資料 1－3 の 25 頁目に記載されている国土交通省実施の公共用水水質測定の項目についてですけれども、大腸菌群数というのは分かりませんが、ふん便性大腸菌群数という言い方をするのでしょうか。大腸菌というのは、ふん便性に由来しますが、項目がこういった名目になるのでしょうか。

○伊藤部会長

培養の温度とか測定方法の違いとかではないでしょうか。

○事務局

培地を変えたりすることで、項目が変わってくると考えられます。

○伊藤部会長

大腸菌群数という幅が広いですね。ここは、環境基準項目ではなく、一つ要求度が低いところにある要監視項目の中のさらに要求度が低いその他の項目になります。必ずしも実施しないといけない項目ではないですね。

○事務局

はい。

○伊藤部会長

そのほかございますでしょうか。特にないようですので、本日の議事は以上をもちまして終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。